

令和7年度の処遇改善加算と障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

1 処遇改善計画に係る届出

① 国の動き（令和7年3月12日現在）

- ・ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施に伴い様式を見直し（厚生労働省がHPへ様式例等提示予定）
- ・ 旧3加算及び処遇改善加算Ⅴに係る取扱の削除（経過措置区分であった処遇改善加算Ⅴは令和6年度までの措置）
- ・ 処遇改善加算の算定に必要な要件の一部緩和

② 提出期限

4月15日（月）

（※障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書と同一）

③ 申請方法

県提出の場合はエクセル様式（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書と一体化したもの）を
電子申請システム上のフォームへ提出（※3/12現在、HP及び県様式調整中）

令和7年度の処遇改善加算と障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

2 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について①

① 事業主体

県（全市町村の相談系を除く全事業所等対象）

② 対象

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得していること。（令和7年4月から新たに加算を算定する事業所も対象）
- ② 職場環境改善等（福祉・介護職員等の業務の洗い出し、業務効率化等）に向けた、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書を令和7年4月15日までに県に提出し、取組を行うこと。

③ 申請方法

エクセル様式（処遇改善加算計画書と一体化したもの）を電子申請システム上のフォーム（処遇改善加算計画書と別のフォーム）へ提出

（※3/12現在、HP及び県様式調整中）

④ 申請期限

4月15日（月）（福祉・介護職員処遇改善支援加算計画書と同一）

令和7年度の処遇改善加算と障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

2 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について②

⑤ スケジュール（案）

- 県HPへ様式等掲載 → 申請 → 審査 → 交付決定通知送付
- 令和7年7月頃 県から直接払い
- 実績報告 → 額確定通知送付

⑥ 問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター（改善等事業の問い合わせも兼用）

電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

⑦ 留意事項

- 事業計画書は処遇改善支援加算計画書と一体化した様式で行う。
- **加算計画書は指定権者へ、補助金計画書は秋田県へ提出すること。**
（両方県の場合は2回提出する。）
- ※ **計画書の行・列の編集、シート名の変更、新たなシートの追加等エクセルファイルの加工は集計が不可能になるため厳禁。**
- ※ **提出の際には加算計画書、事業計画書を分離させず、一体化のまま提出すること。**

